

ID: 1320

担当部署: ふるさと整備課

<b>処分の概要</b>	中心市街地整備推進機構の指定		
<b>法令名 根拠条項</b>	中心市街地の活性化に関する法律 第51条第1項		
<b>法令番号</b>	平成10年法律第92号		
<p><b>【基準】</b>                  法第51条第1項の規定による。                  (中心市街地整備推進機構の指定)                  第51条 市町村長は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に                  行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推                  進機構」という。)として指定することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日